

令和8年2月

市議会定例会議案

(その1)

大牟田市

目 次

番 号	件 名
議案第 6 9 号	専決処分について
議案第 7 0 号	令和 7 年度大牟田市一般会計補正予算
議案第 7 1 号	令和 7 年度大牟田市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 7 2 号	令和 7 年度大牟田市介護保険特別会計補正予算
議案第 7 3 号	令和 7 年度大牟田市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 7 4 号	令和 7 年度大牟田市病院事業債管理特別会計補正予算
議案第 7 5 号	令和 7 年度大牟田市水道事業会計補正予算
議案第 7 6 号	令和 7 年度大牟田市公共下水道事業会計補正予算
議案第 7 7 号	大牟田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 8 号	指定管理者の指定の一部変更について（手鎌学童保育所）
議案第 7 9 号	指定管理者の指定の一部変更について（明治学童保育所）
議案第 8 0 号	指定管理者の指定の一部変更について（三池学童保育所）
議案第 8 1 号	指定管理者の指定の一部変更について（高取学童保育所）
議案第 8 2 号	指定管理者の指定の一部変更について（中友学童保育所）
議案第 8 3 号	指定管理者の指定の一部変更について（みなと学童保育所）
議案第 8 4 号	指定管理者の指定の一部変更について（白川学童保育所）
議案第 8 5 号	指定管理者の指定の一部変更について（銀水第 1 学童保育所）
議案第 8 6 号	指定管理者の指定の一部変更について（吉野学童保育所）
議案第 8 7 号	指定管理者の指定の一部変更について（大正学童保育所）
議案第 8 8 号	指定管理者の指定の一部変更について（銀水第 2 学童保育所）
議案第 8 9 号	請負契約の締結について
議案第 9 0 号	宅地建物調停申立事件の合意について

議案第69号

専決処分について

令和7年度大牟田市一般会計補正予算について、令和8年1月19日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

令和7年度大牟田市一般会計補正予算

令和7年度大牟田市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額「66,279,043千円」に歳入歳出それぞれ「48,803千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「66,327,846千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		4,691,961	48,803	4,740,764
	3 委託金	284,278	48,803	333,081
歳入合計		66,279,043	48,803	66,327,846

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,770,016	48,803	5,818,819
	4 選挙費	80,664	48,803	129,467
歳出合計		66,279,043	48,803	66,327,846

提案理由

一般会計補正予算について、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕が

なかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、本案を提出する。

議案第70号

令和7年度大牟田市一般会計補正予算

令和7年度大牟田市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額「66,327,846千円」に歳入歳出それぞれ「1,177,835千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「67,505,681千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更及び追加は、「第4表地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第5条 繰越明許費の変更及び追加は、「第5表繰越明許費補正」による。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		15,025,470	60,000	15,085,470
	2 固定資産税	7,879,640	60,000	7,939,640
10 地方特例交付金		80,001	1,911	81,912
	3 定額減税減収補填特例交付金	0	1,911	1,911
11 地方交付税		13,500,000	603,069	14,103,069
	1 地方交付税	13,500,000	603,069	14,103,069
15 国庫支出金		15,057,692	284,342	15,342,034

	1 国庫負担金	11,907,709	51,497	11,959,206
	2 国庫補助金	3,114,417	232,023	3,346,440
	3 委託金	35,566	822	36,388
16 県支出金		4,740,764	△16,673	4,724,091
	1 県負担金	3,366,123	△3,211	3,362,912
	2 県補助金	1,041,560	△18,381	1,023,179
	3 委託金	333,081	4,919	338,000
17 財産収入		650,799	△120,603	530,196
	1 財産運用収入	26,995	13,397	40,392
	2 財産売却収入	623,804	△134,000	489,804
18 寄付金		416,225	△107,181	309,044
	1 寄付金	416,225	△107,181	309,044
19 繰入金		1,857,593	△161,746	1,695,847
	2 基金繰入金	1,785,391	△161,746	1,623,645
21 諸収入		2,253,574	14,216	2,267,790
	2 市預金利子	600	6,200	6,800
	4 雑収入	1,797,155	8,016	1,805,171
22 市債		6,957,500	620,500	7,578,000
	1 市債	6,957,500	620,500	7,578,000
歳入合計		66,327,846	1,177,835	67,505,681

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		326,916	△9,656	317,260

	1 議 会 費	326,916	△9,656	317,260
2 総 務 費		5,818,819	425,416	6,244,235
	1 総 務 管 理 費	4,459,696	494,107	4,953,803
	2 徴 税 費	565,159	△19,596	545,563
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	431,957	△37,704	394,253
	4 選 挙 費	129,467	△7,231	122,236
	5 統 計 調 査 費	179,933	△4,849	175,084
	6 監 査 委 員 費	39,498	689	40,187
3 民 生 費		25,445,756	278,686	25,724,442
	1 社 会 福 祉 費	9,716,154	231,840	9,947,994
	2 児 童 福 祉 費	8,606,912	118,902	8,725,814
	3 生 活 保 護 費	7,114,000	△72,056	7,041,944
4 衛 生 費		6,748,055	49,831	6,797,886
	1 保 健 衛 生 費	1,652,269	△92,525	1,559,744
	2 環 境 費	1,384,052	△57,940	1,326,112
	3 清 掃 費	3,659,942	200,296	3,860,238
5 農 林 水 産 業 費		670,337	△16,244	654,093
	1 農 業 費	615,697	△12,922	602,775
	2 林 業 費	30,035	△2,580	27,455
	3 水 産 業 費	24,605	△742	23,863
6 商 工 費		3,239,447	390,568	3,630,015
	1 商 工 費	3,239,447	390,568	3,630,015

7	土 木 費		3,649,941	△177,663	3,472,278
	1	土 木 管 理 費	177,260	△24,254	153,006
	2	道 路 橋 梁 費	983,649	△50,366	933,283
	3	河 川 費	802,830	△45,087	757,743
	4	都 市 計 画 費	991,159	29,203	1,020,362
	5	住 宅 費	695,043	△87,159	607,884
8	消 防 費		2,408,680	17,439	2,426,119
	1	消 防 費	2,408,680	17,439	2,426,119
9	教 育 費		6,551,595	△55,418	6,496,177
	1	教 育 総 務 費	1,359,739	3,019	1,362,758
	2	小 学 校 費	1,013,244	△11,652	1,001,592
	3	中 学 校 費	2,894,122	3,765	2,897,887
	4	特別支援学校費	110,027	△1,362	108,665
	5	社 会 教 育 費	615,933	△39,032	576,901
	6	保 健 体 育 費	558,530	△10,156	548,374
11	公 債 費		5,061,419	△7,881	5,053,538
	1	公 債 費	5,061,419	△7,881	5,053,538
12	諸 支 出 金		6,275,481	282,757	6,558,238
	1	繰 出 金	4,028,011	△108,970	3,919,041
	2	公 営 企 業 費	1,748,422	56,065	1,804,487
	3	基 金 費	499,048	335,662	834,710
	歳 出 合 計		66,327,846	1,177,835	67,505,681

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2	総務管理費	庁舎整備推進事業	千円 325,017	令和7年度	千円 21,984	千円 325,017	令和7年度	千円 23,523
				令和8年度	71,900		令和8年度	66,814
				令和9年度	203,333		令和9年度	210,612
				令和10年度	27,800		令和10年度	24,068
6	商工費	動物園整備事業	510,000	令和7年度	217,000	510,000	令和7年度	500,000
				令和8年度	293,000		令和8年度	10,000
7	土木費	手鎌野間川河川改良事業（実施設計）	130,000	令和6年度	39,000	130,000	令和6年度	39,000
				令和7年度	91,000		令和7年度	44,000
				令和8年度	—		令和8年度	47,000

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
宅地建物調停申立事件（令和7年（ユ）第5号）に関する弁護成功謝金	調停終了後、当事者で協議した額	
三池学童保育所業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	63,607千円
高取学童保育所業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	33,656千円
中友学童保育所業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	31,259千円
みなと学童保育所業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	35,556千円

白川学童保育所業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	70,374千円
銀水第1学童保育所業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	19,218千円
銀水第2学童保育所業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	70,918千円
吉野学童保育所業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	34,971千円
手鎌学童保育所業務委託	令和8年度	29,308千円
明治学童保育所業務委託	令和8年度	12,727千円
大正学童保育所業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	31,144千円
天領学童保育所業務委託 (令和8年度業務委託料改定分)	令和8年度	14,352千円
大牟田中央学童保育所業務委託 (令和8年度業務委託料改定分)	令和8年度	17,443千円
倉永学童クラブ業務委託 (令和8年度業務委託料改定分)	令和8年度から 令和9年度まで	19,602千円
手鎌学童クラブ業務委託 (令和8年度業務委託料改定分)	令和8年度	7,870千円
駛馬学童クラブ業務委託 (令和8年度業務委託料改定分)	令和8年度から 令和9年度まで	13,516千円
吉野学童クラブ業務委託 (令和8年度業務委託料改定分)	令和8年度から 令和9年度まで	19,168千円
体育施設等指定管理 (令和8年度指定管理料改定分)	令和8年度から 令和10年度まで	30,840千円

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

浄化槽設置 整備事業費	千円 111,800	証書借 入れ又は 証券発 行。都合 により翌 年度以降 に繰り越 して借り 入れるこ とができ る。	5.0% 以内（利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 ）	政府資 金につい てはその 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する 事項によ る。ただ し、市財 政の都合 により据 置期間を 短縮し、 又は繰上 償還をし 、若し くは低利 に借換え をすること ができる。	千円 101,400	証書借 入れ又は 証券発 行。都合 により翌 年度以降 に繰り越 して借り 入れるこ とができ る。	5.0% 以内（利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 ）	政府資 金につい てはその 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する 事項によ る。ただ し、市財 政の都合 により据 置期間を 短縮し、 又は繰上 償還をし 、若し くは低利 に借換え をすること ができる。			
し尿処理施設 整備事業費	309,800				542,400						
農業用施設 整備事業費	203,100				174,400						
農地等保全 管理事業費	7,000				19,000						
観光施設 整備事業費	3,900				6,300						
動物園 整備事業費	196,400				347,500						
エコサ ンクセ ンター 整備事業費	63,000				57,300						
大牟田エコ タウン施設 整備事業費	—	—	—	—	6,000						
港湾 整備事業費	44,100	証書借 入れ又は 証券発 行。都合 により翌 年度以降 に繰り越 して借り 入れるこ とができ る。	5.0% 以内（利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 ）	政府資 金につい てはその 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する 事項によ る。ただ し、市財 政の都合 により据 置期間を 短縮し、 又は繰上 償還をし 、若し くは低利 に借換え をすること ができる。	25,000	証書借 入れ又は 証券発 行。都合 により翌 年度以降 に繰り越 して借り 入れるこ とができ る。	5.0% 以内（利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 ）	政府資 金につい てはその 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する 事項によ る。ただ し、市財 政の都合 により据 置期間を 短縮し、 又は繰上 償還をし 、若し くは低利 に借換え をすること ができる。			
河川改良 事業費	652,500				605,500						
道路橋梁 整備事業費	540,900				531,100						
住宅建設 事業費	108,400				135,800						
消防施設 整備事業費	918,200				918,300						
体育施設 整備事業費	166,600				160,300						
社会教育施設 整備事業費	100,900				73,800						
学校施設 整備事業費	1,633,600				1,976,600						
計	6,957,500										7,578,000

第5表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳	—	8,305 千円
3 民生費	1 社会福祉費	健康福祉総合計画策定	—	3,200 千円
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	—	2,040 千円
3 民生費	2 児童福祉費	学童保育所等待機児童対策事業	—	31,940 千円
4 衛生費	3 清掃費	東部環境センター整備事業	29,700 千円	262,317 千円
6 商工費	1 商工費	官民連携まちなか再生推進	—	10,000 千円
6 商工費	1 商工費	中心市街地活性化事業	—	5,645 千円
6 商工費	1 商工費	おおむたプレミアム商品券発行事業費補助	—	127,500 千円
6 商工費	1 商工費	動物園整備事業	—	3,000 千円
6 商工費	1 商工費	地域企業支援事業	—	15,200 千円
6 商工費	1 商工費	地域総合整備資金貸付事業	—	470,000 千円
7 土木費	4 都市計画費	公園管理	—	5,000 千円
7 土木費	4 都市計画費	公園施設整備事業	—	19,403 千円
8 消防費	1 消防費	防災対策	—	38,381 千円
8 消防費	1 消防費	災害対策基本計画推進 (排水対策基本計画推進)	—	10,000 千円
9 教育費	2 小学校費	学校建設事業	75,475 千円	82,375 千円
9 教育費	3 中学校費	学校建設事業	—	3,400 千円

提案理由

一般会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第71号

令和7年度大牟田市国民健康保険特別会計補正予算

令和7年度大牟田市の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額「14,105,292千円」から歳入歳出それぞれ「63,885千円」を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「14,041,407千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		56	64	120
	1 国庫補助金	56	64	120
7 繰入金		1,177,000	△63,949	1,113,051
	1 一般会計繰入金	1,177,000	△63,949	1,113,051
歳入合計		14,105,292	△63,885	14,041,407

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		201,674	△18,704	182,970
	1 総務管理費	201,382	△18,704	182,678
4 保健事業費		174,119	1,051	175,170
	1 保健事業費	174,119	1,051	175,170
6 諸支出金		16,350	172,314	188,664

	1 償還金及び 還付加算金	16,350	172,314	188,664
7 予 備 費		559,271	△218,546	340,725
	1 予 備 費	559,271	△218,546	340,725
歳 出 合 計		14,105,292	△63,885	14,041,407

提案理由

国民健康保険特別会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第72号

令和7年度大牟田市介護保険特別会計補正予算

令和7年度大牟田市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額「13,209,955千円」及び介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額「13,209,955千円」に歳入歳出それぞれ「331,225千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「13,541,180千円」、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「13,541,180千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算補正

介護保険事業勘定

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,451,763	86,986	3,538,749
	1 国庫負担金	2,236,012	58,000	2,294,012
	2 国庫補助金	1,215,751	28,986	1,244,737
3 支払基金交付金		3,419,632	85,554	3,505,186
	1 支払基金交付金	3,419,632	85,554	3,505,186
4 県支出金		1,799,265	46,110	1,845,375
	1 県負担金	1,724,617	46,000	1,770,617
	2 県補助金	74,648	110	74,758
5 財産収入		3,175	10,000	13,175

	1 財産運用収入	3,175	10,000	13,175
6 繰入金		2,098,549	102,591	2,201,140
	1 一般会計繰入金	2,063,247	39,790	2,103,037
	2 基金繰入金	35,302	62,801	98,103
7 諸収入		843	△16	827
	2 雑入	841	△16	825
歳入合計		13,209,955	331,225	13,541,180

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		276,822	1,743	278,565
	1 総務管理費	123,087	△849	122,238
	3 介護認定費	143,345	2,592	145,937
2 保険給付費		12,170,081	320,000	12,490,081
	1 介護サービス等諸費	10,880,581	340,000	11,220,581
	2 予防サービス等諸費	693,284	△20,000	673,284
3 地域支援費		560,950	△518	560,432
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	485,190	△3,134	482,056
	2 包括的支援等事業費	75,760	2,616	78,376
4 基金積立金		80,731	10,000	90,731
	1 基金積立金	80,731	10,000	90,731
歳出合計		13,209,955	331,225	13,541,180

提案理由

介護保険特別会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第73号

令和7年度大牟田市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和7年度大牟田市の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額「2,540,906千円」から歳入歳出それぞれ「54,253千円」を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「2,486,653千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,679,204	25,000	1,704,204
	1 後期高齢者医療保険料	1,679,204	25,000	1,704,204
2 諸収入		13,541	5,558	19,099
	2 雑入	13,241	5,558	18,799
3 繰入金		787,764	△84,811	702,953
	1 一般会計繰入金	787,764	△84,811	702,953
歳入合計		2,540,906	△54,253	2,486,653

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		78,387	△6,040	72,347
	1 総務管理費	78,387	△6,040	72,347
2 広域連合負担金		2,457,519	△48,213	2,409,306

	1 広域連合 負担金	2,457,519	△48,213	2,409,306
歳出合計		2,540,906	△54,253	2,486,653

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第74号

令和7年度大牟田市病院事業債管理特別会計補正予算

令和7年度大牟田市の病院事業債管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額「1,464,178千円」に歳入歳出それぞれ「120,462千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「1,584,640千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費負担金		169,978	120,462	290,440
	1 公債費負担金	169,978	120,462	290,440
歳入合計		1,464,178	120,462	1,584,640

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		169,978	120,462	290,440
	1 公債費	169,978	120,462	290,440
歳出合計		1,464,178	120,462	1,584,640

提案理由

病院事業債管理特別会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第75号

令和7年度大牟田市水道事業会計補正予算

第1条 令和7年度大牟田市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度大牟田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,568,736千円	59,929千円	2,628,665千円
第1項 営業費用	2,433,935千円	37,198千円	2,471,133千円
第2項 営業外費用	131,434千円	22,731千円	154,165千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「749,520千円」を「741,890千円」に、「68,908千円」を「68,880千円」に、「609,851千円」を「627,375千円」に、「70,761千円」を「45,635千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	645,247千円	△15,000千円	630,247千円
第3項 出資金	45,980千円	△15,000千円	30,980千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,394,767千円	△22,630千円	1,372,137千円
第1項 建設改良費	809,301千円	△22,630千円	786,671千円

第4条 予算第5条中債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
ありあけ浄水場次期運営事業事業者選定支援業務委託（期間延長分）	令和8年度	7,975千円

第5条 予算第9条第1号を次のように改める。

- (1) 職員給与費 305,234千円

令和8年2月24日提出

提案理由

水道事業会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第76号

令和7年度大牟田市公共下水道事業会計補正予算

第1条 令和7年度大牟田市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度大牟田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「33,638戸」を「33,530戸」に改め、同条第2号中「8,718,101m³」を「8,488,467m³」に改め、同条第3号中「23,885m³」を「23,256m³」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

ア	公共下水道築造費	2,039,368千円
イ	施設設備費	11,121千円
ウ	災害復旧費	2,859,282千円
エ	施設改良費	692,203千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	4,295,360千円	92,767千円	4,388,127千円
第1項 営業収益	2,441,436千円	64,489千円	2,505,925千円
第2項 営業外収益	1,852,438千円	28,278千円	1,880,716千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,576,962千円	139,149千円	3,716,111千円
第1項 営業費用	3,290,796千円	139,149千円	3,429,945千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「1,413,614千円」を「1,411,399千円」に、「246,318千円」を「204,094千円」に、「302,091千円」を「342,100千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	5,759,029千円	△27,686千円	5,731,343千円
第1項 企業債	2,795,100千円	△432,600千円	2,362,500千円

第2項	国庫補助金	2,713,052千円	407,899千円	3,120,951千円
第3項	負担金及び交付金	107,553千円	△2,039千円	105,514千円
第4項	他会計補助金	137,327千円	△946千円	136,381千円

支 出

第1款	資本的支出	7,172,643千円	△29,901千円	7,142,742千円
第1項	建設改良費	5,719,982千円	△29,901千円	5,690,081千円

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
1	1	水道事業 田浦電設 工事	232,620	令和5年度	56,620	197,978	令和5年度	56,620
				令和6年度	40,000		令和6年度	40,000
				令和7年度	136,000		令和7年度	101,358
		水道事業 川雨水管 整備(1区)	620,000	令和6年度	240,000	721,200	令和6年度	240,000
				令和7年度	380,000		令和7年度	481,200
		水道事業 川ポンプ 場電増設 工事	170,000	令和6年度	68,000	163,900	令和6年度	68,000
				令和7年度	102,000		令和7年度	95,900
		水道事業 川ポンプ 場機械増 設工事	1,067,000	令和6年度	427,000	912,434	令和6年度	427,000
				令和7年度	640,000		令和7年度	485,434

	公道田ポンプ気築	共事町場ポンプ設備工	下業ポ汚プ電改事	水浜ン水電改事	177,000	令和6年度	71,000	165,432	令和6年度	71,000
					令和7年度	106,000	令和7年度		94,432	
	公道田ポンプ備工	共事町場ポンプ改	下業ポ汚プ設築事	水浜ン水設築事	235,000	令和6年度	94,000	173,668	令和6年度	94,000
						令和7年度	141,000		令和7年度	79,668

第6条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良 事業	千円 2,795,100	証書借入れによる普通貸借。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。	千円 2,362,500	証書借入れによる普通貸借。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。

第7条 予算第9条第1号を次のように改める。

(1) 職員給与費 397,831千円

第8条 予算第10条中「756,556千円」を「757,498千円」
に改める。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

公共下水道事業会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 77 号

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例

大牟田市手数料条例（平成 12 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 6 前各項に掲げるもののほか、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の規定に基づく事務について、手数料を徴収する事務、名称及び金額は、別表第 6 に掲げるとおりとする。

第 5 条第 1 項第 1 号中「別表第 2 から別表第 5 まで」を「別表第 2 から別表第 6 まで」に改める。

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6（第 2 条関係）

項	事 務	名 称	金 額
1	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 の規定に基づくマンションの容積率等に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションに係る建替え等に関するマンションの容積率等の特例許可申請手数料	1 件につき 160,000 円

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、要除却等認定マンションに係る建替え等に関するマンションの容積率等の特例許可申請手数料を徴収するとともに、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第78号

指定管理者の指定の一部変更について

令和3年12月17日に議案第58号により議決を経た手鎌学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和4年4月1日から令和9年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に変更する。

提案理由

手鎌学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

議案第79号

指定管理者の指定の一部変更について

令和3年12月17日に議案第59号により議決を経た明治学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和4年4月1日から令和9年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に変更する。

提案理由

明治学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 80 号

指定管理者の指定の一部変更について

令和 4 年 1 2 月 1 6 日に議案第 5 8 号により議決を経た三池学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

提案理由

三池学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 81 号

指定管理者の指定の一部変更について

令和 4 年 1 月 16 日に議案第 59 号により議決を経た高取学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に変更する。

提案理由

高取学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 82 号

指定管理者の指定の一部変更について

令和 4 年 1 月 16 日に議案第 60 号により議決を経た中友学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に変更する。

提案理由

中友学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 83 号

指定管理者の指定の一部変更について

令和 4 年 1 2 月 1 6 日に議案第 6 1 号により議決を経たみなと学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

提案理由

みなと学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 84 号

指定管理者の指定の一部変更について

令和 4 年 1 2 月 1 6 日に議案第 6 2 号により議決を経た白川学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

提案理由

白川学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 85 号

指定管理者の指定の一部変更について

令和 4 年 1 月 16 日に議案第 63 号により議決を経た銀水第 1 学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に変更する。

提案理由

銀水第 1 学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 86 号

指定管理者の指定の一部変更について

令和 4 年 1 2 月 1 6 日に議案第 6 4 号により議決を経た吉野学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

提案理由

吉野学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 87 号

指定管理者の指定の一部変更について

令和 4 年 1 2 月 1 6 日に議案第 6 5 号により議決を経た大正学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

提案理由

大正学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 88 号

指定管理者の指定の一部変更について

令和 5 年 1 2 月 2 6 日に議案第 6 7 号により議決を経た銀水第 2 学童保育所の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

大牟田市長 関 好 孝

指定の期間「令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

提案理由

銀水第 2 学童保育所の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 89 号

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

大牟田市長 関 好 孝

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 大牟田市旧橘中学校再編多目的棟校舎新築等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 307,560,000円 |
| 4 契約の相手方 | 福岡県大牟田市小浜町1丁目7番地2
株式会社衛藤工務店
代表取締役 松本 幸助 |

提案理由

大牟田市旧橘中学校再編多目的棟校舎新築等工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

議案第90号

宅地建物調停申立事件の合意について

本市は、大牟田市営白川住宅（以下「白川市住」という。）の入居者が大牟田簡易裁判所に調停の申立てをした令和7年（ユ）第5号宅地建物調停申立事件について、次のように合意するものとする。

令和8年2月24日提出

大牟田市長 関 好 孝

1 事件の概要

市営住宅の老朽化による他市営住宅への移転のため市から入居中の白川市住の明渡しを請求された申立人は、明渡し期限の令和8年3月31日を起点に2～3か月の延長、書面にて事前に確約した上での公営住宅法に基づく他の退去者と同等かつ適正な移転補償費（引越し費用及び新居の契約費用等）の支払について、調停を申し立てたもの。

2 調停の当事者

- (1) 申立人 白川市住の入居者
- (2) 相手方 大牟田市

3 合意する調停条項案

- (1) 申立人及びその同居人（以下「申立人ら」という。）は、令和8年6月30日限り、あらかじめ退去届を相手方に提出した上で、入居している白川市住（以下「本件住宅」という。）を明け渡す。
- (2) 相手方は、申立人に対し、(1)の明渡しに係る補償金として29万5,000円の支払義務があることを認める。
- (3) 相手方は、申立人に対し、(2)の金員を、次のとおり分割して、申立人名義の銀行の普通口座に振り込んで支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。ただし、イの金員については、申立人らが(1)に定める期限内に本件住宅を明け渡した場合に限り支払う。
ア 令和8年6月16日限り 14万7,500円
イ 令和8年7月31日限り 14万7,500円
- (4) 申立人と相手方は、申立人らが(1)に定める期限までに本件住宅を明け渡さないときは、申立人らは本件住宅内に存する動産類の所有権を放棄し、相手方が搬出及び処分をすることに同意する。この搬出及び処分に要した費用は、申立人の負担とし、(3)イに定める補償金から控除する。当該補償金による充当によっても不足が生じたときは、申立人は、

相手方に対し、不足費用を持参又は送金をして支払う。この送金費用は申立人の負担とする。

- (5) 申立人は、相手方に対し、申立人らが(1)に定める期限までに本件住宅を明け渡さないときは、支払を受けた(3)アの補償金を返還する。この場合、申立人は、相手方に対し、(3)アの補償金を持参又は送金をして支払う。この送金費用は申立人の負担とする。
- (6) 申立人らは、本件住宅の明渡し、補償金の支払、敷金の返還、新たな市営住宅への転入等に際しては、相手方が求める事務手続を履践する。
- (7) 申立人らが、(1)に定める期限までに本件住宅を明け渡したときは、相手方は、申立人に対し、本件住宅に係る敷金2,400円を、当該明渡しが完了した日から1か月以内に、(3)に記載の銀行口座に振り込んで支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。
- (8) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (9) 調停費用は各自の負担とする。

提案理由

大牟田市営白川住宅の入居者が調停の申立てをした宅地建物調停申立事件について合意するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。